

「京都市都市公園条例」で定める本市基準について

1 都市公園の設置基準

(1) 住民一人当たりの都市公園の敷地面積に関する基準

本市では、「京都市緑の基本計画」（平成 22 年 3 月策定）において、住民一人当たりの都市公園等の確保目標（平成 37 年度）を 10 m²以上と設定し、公園の整備を推進していますが、平成 23 年度末時点の整備面積は、市域 4.73 m²、市街地 3.68 m²となっており、目標を下回っています。

引き続き、「京都市緑の基本計画」に基づき、本市の現状等を考慮したうえで、実質的な緑を増やしていくとともに、都市公園の中長期的な目標としては、国基準を踏しゅうします。

区分	市民一人当たりの公園面積	本市の基準（案）
京都市の区域内	10 m ² 以上	左のとおり
市街地の区域内	5 m ² 以上	

(2) 都市公園の配置及び規模に関する基準

本市では、都市公園の設置に当たり、適切な規模のものを適切な位置に、系統的かつ合理的に配置し、その機能を最大限に発揮させるため、必要な規模の公園を設置してまいりました。

この結果、街区公園計 802 公園（平成 23 年度末）のうち、約半分の 435 公園が都市計画法に基づく開発行為により設置された小規模な公園であるため、街区公園 1 箇所当たりの平均は約 1,360 m²で国基準を下回っていますが、本市で計画的に整備した公園に限れば約 2,300 m²であり、近隣公園計 32 箇所（平均約 17,400 m²）とともにほぼ国基準を満たしています。また、地区公園計 6 箇所（平均約 58,200 m²）に至っては国基準を超えた整備を実現しています。

このため、本市の現状等を考慮したうえで、国基準を踏しゅうします。

	都市公園の種類	配置	規模	本市の基準（案）
住区 基幹公園	街区公園	街区に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25 ha	左のとおり
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 ha	
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	4 ha	
都市 基幹公園	総合公園	広域に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積	
	運動公園			
大規模公園	広域公園	広域に居住する者が容易に利用することができるよう配置		

緩衝緑地	特殊公園	風致	広域に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める	左のとおり
		交通			
		墓園			
	緩衝緑地				
	都市緑地				
緑道	近隣住区又は近隣住区を連結するよう配置				

2 公園施設の設置に関する基準（建ぺい率）

公園内に設置できる公園施設（建築物）については、建ぺい率（建築物の平面／公園面積）が都市公園法で定められています（原則：2％）。

本市が管理する886公園（平成23年度末現在）については、ほとんどの公園において国基準を満たしています。

本市では、建ぺい率基準のあり方を検討するため、学識者、事業者、市民で構成された京都市都市緑化推進協議会において、1,000㎡、2,000㎡、5,000㎡、10,000㎡の4つの面積規模において、ケーススタディを実施しました。このケーススタディでは、基本建築物約50㎡（バリアフリー型トイレ（約20㎡）、倉庫（約5㎡）、^{あずまや}四阿（約25㎡））に加え、地域コミュニティの活性化や公園利用者の利便につながる売店などの施設、市民の健康増進につながるランニングステーション、観光都市「歩くまち・京都」にも貢献するカフェなど、公園に付加価値を生み出す施設について、標準的な大きさ（約150㎡）で設置した場合、建ぺい率がどのような数値となるか、公園緑地が持つ機能・効果を十分に発揮するためのオープンスペースが確保できるか、という視点から検討を行いました。

その結果、5,000㎡以上の公園（5,000㎡の場合は建ぺい率4％となる）において、これらの建築物を許容できるものと考えられました。

これらの結果を踏まえて、オープンスペースを確保するために定められた国基準の歴史的背景等を考慮したうえで、オープンスペース及び公園利用者の動線の十分な確保の観点から、公園面積に応じた建ぺい率を設定すべきと考え、5,000㎡以上の公園に限り、4％以下とする新たな建ぺい率の基準を検討しています。

公園施設の種別		建築面積の割合		
		建ぺい率	本市の基準（案）	
			5,000㎡未満	5,000㎡以上
建築物		2％	左のとおり	4％以下
特例	休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設	+10％	左のとおり	
	開放性の高い休養施設等	+10％		
	休養施設又は教養施設のうち、国宝や重要文化財等	+20％		
	仮設公園施設	+2％		